

## 第 4 2 号議案

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第14条の2 給与条例第21条（第2項第2号を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「この条」を「この条及び次条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 給与条例第21条(第2項第2号を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第26条第1項中「第22条まで」を「第22条まで及び第27条」に改め、同条第2項を削る。

第27条中「前条第2項」を「前条」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員を除く。」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」に改める。

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。